

## 品川区みどりと花のボランティア実施要綱

制定 平成 16 年 4 月 1 日 区長決定 平成 16 年 要綱第 62 号  
改正 平成 21 年 3 月 25 日 部長決定 平成 21 年要綱第 157 号  
改正 平成 31 年 4 月 17 日 部長決定 平成 31 年要綱第 221 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、品川区みどりの条例第 17 条における自主団体の育成に基づき、品川区立公園、児童遊園および区が管理する花壇等（以下「公園等」という。）の維持管理を区民参加で行うことにより、緑化意識の高揚を図るとともに公園等に対する愛護の心を高め、もって花とみどりあふれるうるおいのあるまちなみづくりを進めることを目的とする。

### (対象施設)

第 2 条 みどりと花のボランティアを活用する公園等の名称および活動区域は、別に区長が定める。

### (対象者)

第 3 条 みどりと花のボランティアは、次に掲げる要件を満たす団体の構成員とする。

- (1) 区内に在住、在勤または在学する 3 人以上の個人により構成されている団体
- (2) 区内に所在する法人または町会・自治会、P T A その他の公共団体
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、区長が特に認めた団体または個人

### (みどりと花のボランティアの活動)

第 4 条 みどりと花のボランティアは、公園等で次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 剪定、除草、散水、消毒その他花木の育成および管理
- (2) 花壇を利用した花苗等の植付けおよび維持管理
- (3) 花木の紹介、園芸指導その他みどりの普及啓発
- (4) 遊具、園灯、水飲み場等の点検
- (5) 公園等の清掃
- (6) 前各号に定めるもののほか、区長が特に認めた活動

### (協定の締結)

第 5 条 区長は、前条の活動内容が適当と認めるときは、みどりと花のボランティア活動協定書を締結し、区長および団体間で相互に保有するものとする。

### (活動登録)

第 6 条 みどりと花のボランティア活動を行う団体または個人は、次に掲げる事項を記載したみどりと花のボランティア活動計画書（第 1 号様式）を区長に提出しなければならない。

- (1) みどりと花のボランティア活動を行う公園等の平面図、写真等
- (2) 団体の名称、代表者ならびに副代表者の氏名および住所(個人にあっては、その氏名および住所)
- (3) みどりと花のボランティア活動を行う者の名簿
- (4) 団体または個人として行うみどりと花のボランティア活動および時間その他の計画

### (禁止事項)

第 7 条 みどりと花のボランティア活動を行う者は、次に掲げる行為をしてはならな

い。

- (1) 営利活動または本要領の目的に反する行為
- (2) 公園等の独占的利用その他公共の利益に反する行為

(協定の解除)

第8条 区長は、次に掲げる事由が生じた場合、協定を解除または内容の変更を行うものとする。

- (1) みどりと花のボランティアからみどりと花のボランティア活動休止・変更申請書（第2号様式）が提出されたとき。
- (2) みどりと花のボランティアが前条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、区長が特に認めたとき。

(区の支援)

第9条 区長は、みどりと花のボランティアに対し、予算の範囲内において次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 園芸、清掃用具の支給または貸与
- (2) 第4条第2号の活動を行なうボランティアには、花壇維持管理に関する材料の購入費用の一部を花壇1平方メートルあたり、年間10,000円以内を助成する。ただし、1団体あたり50,000円／年を限度とする。
- (3) ごみの処分
- (4) 傷害保険の加入費用の負担
- (5) 前各号に定めるもののほか、区長が特に認める支援

(年間管理計画)

第10条 前条第2号の助成金の交付を受けようとするみどりと花のボランティア（以下「助成金申請者」という。）は、みどりと花のボランティア年間花壇管理計画書（第3号様式）を提出し、みどりと花のボランティア年間花壇管理実績報告書（第4号様式）を年度末に提出しなければならない。

(助成金申請)

第11条 助成金申請者は、花苗等を購入し施行した後に花苗等購入助成金交付申請書（第5号様式）と領収書をもって区長あて、助成金を請求することができる。

(助成金交付決定)

第12条 区長は前条により助成金の交付申請があった場合、これを審査し、助成金を交付することが適當と認められるときは助成を決定し、花苗等購入助成金交付決定通知書（第6号様式）により助成金申請者に通知するものとする。

(助成金請求)

第13条 助成金申請者は、請求書（第7号様式）により助成金の請求をするものとする。

(助成金交付)

第14条 区長は、前条による請求があったときは、速やかに花苗等購入助成金を交付するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

(付則)

付則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(付則)

付則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(付則)

付則 この要綱は、平成31年4月17日から施行する。